



熊 賃 審 発 第 2 2 号
令和 7 年 10 月 30 日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 22 日付け熊労発基 0922 第 3 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの
結論に達したので答申する。



別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,074円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日